十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。ただし、平成二十八年一月一日以後に初期利子の支払期が到来するものについては、この限りではない。

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年十一月二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年十一月二日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十七年十一月五日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十九回）	一・八％	平成四十三年六月二十日	三百三億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	二百七億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	六百二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十五回）	一・七％	平成四十四年三月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十八回）	一・五％	平成四十四年六月二十日	九億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十九回）	一・六％	平成四十四年六月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十一回）	一・七％	平成四十四年十二月二十日	百九十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十七回）	一・六％	平成四十五年十二月二十日	五十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十回）	一・四％	平成四十六年九月二十日	九十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十三回）	一・三％	平成四十七年六月二十日	三百二十一億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	七十一億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	三十一億円
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	三十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	十三億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	五十六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	九十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	百三十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	十三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	二百六十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	二百五十五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十三回）	一・七％	平成五十六年六月二十日	十七億円